令和4年2月議会

福祉都市委員会報告資料

		~-	ジ
1.	報告第 12 号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について	•••	1
2.	第4次福岡市食育推進計画(原案)に係るパブリック・コメントの実施について 報告関係付属資料 第4次福岡市食育推進計画(原案)別冊 1	•••	4
	福岡市民病院における感染症医療の役割と取組みについて 報告関係付属資料 「福岡市民病院における感染症医療について(答申)」別冊2 「福岡市民病院における感染症医療について(資料編)」別冊3	•••	7

保健福祉局

1. 報告第 12 号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

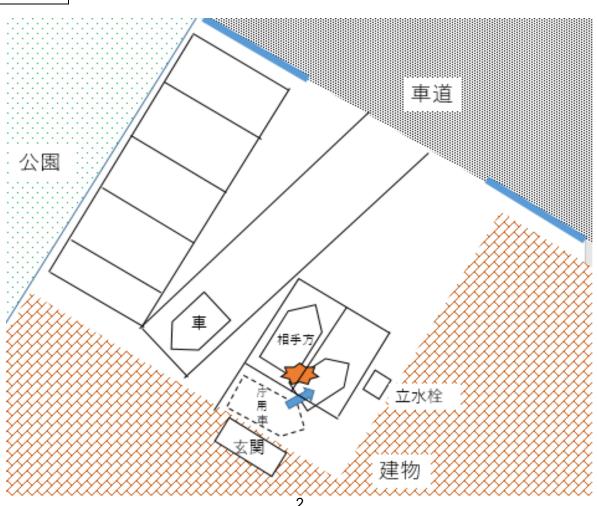
事 故 報 告 書

事故発生日時	令和3年11月24日(水曜日) 午前11時10分頃 天候:曇り				
事故発生場所	福岡市南区弥永団地30番1号 弥永公民館 駐車場				
相手方	住所氏名	所 認められるおそれのある情報については、掲載し ておりません。			
事故の概要	令和3年11月24日午前11時10分頃, 南区保健福祉センター保護第1課の職員が,業務を終え,弥永公民館の駐車場に駐車していた同区役所総務部総務課所管の軽自動車を発進させた際,右前方の給水栓との接触を避けるため左側に寄せたところ,左方に駐車していた相手方使用の普通乗用車に接触し、当該車両の右側後方バンパーを損傷させ、損害を与えたものである。				
	相手方	人的損傷物的損傷	なし 右側後方バンパーの		
損害の程度	市	人的損傷	損害額 なし	181,919	J (A)
	物的損傷	左リアホイールキャップの損傷			
過失割合	相手方		O割	本市 10	割・・・(B)
損害賠償額 (A)×(B)				181,919	9円

事故現場見取図



現場の状況



事故現場写真





損傷個所写真 (相手方)



損傷個所写真(市側)



2. 第4次福岡市食育推進計画(原案)に係るパブリック・コメントの実施について

1 意見募集の主旨

福岡市では国の策定した食育推進基本計画の内容を踏まえながら、食育基本法に基づく市町村食育推進計画として「福岡市食育推進計画」を策定している。平成19年3月の策定以降、平成23年8月と平成28年5月に改定を行い15年にわたり、市民をはじめ関係機関や団体等の連携のもと食育を推進してきた。

今回、令和4年度から令和8年度を計画期間とする「第4次福岡市食育推進計画」の原案を作成したため、福岡市情報公開条例及び福岡市パブリック・コメント手続要綱に基づき、市民の意見を募集するもの。

2 実施要領

(1) 意見募集期間

令和4年3月7日(月)~令和4年4月6日(水)

(2) 閲覧・配布場所

以下の場所で閲覧・配布するとともに、本市ホームページに掲載する。

<閲覧・配布場所>

保健福祉局健康増進課(市役所12階)、情報公開室(同2階)、 情報プラザ(同1階)、各区情報コーナー、各区保健福祉センター健康課、 各出張所など

(3) 募集方法

FAX、郵送、窓口への持参、電子メール

(4) 広報

市政だより3月15日号及び本市ホームページへ掲載

3 今後のスケジュール

時期	内容
令和4年2月	福祉都市委員会報告
令和4年3月7日~4月6日	パブリック・コメント実施
令和4年5月頃	第4次福岡市食育推進計画策定
令和4年6月	議会報告

4 第4次福岡市食育推進計画(原案)の概要

(1) 計画の基本的な考え方

①策定の趣旨

- ・家族形態の多様化や経済的環境の変化、令和2年に入って急速に広まった新型コロ ナウイルス感染症の影響などにより、食を取り巻く環境は大きく変化している。
- ・一方で、「人生100年時代」において生活習慣病の予防や健康寿命の延伸が益々重視されることに加え、SDGsやウェルビーイングの実現においても、食は重要な役割を果たすことが期待されている。
- ・このような状況を踏まえ、福岡市における食育に関する取組みを総合的かつ計画的 に進めるための基本的な考え方を示すため、第4次福岡市食育推進計画を策定する もの。

②計画の位置づけ

- ・食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画
- ・福岡市の食育推進に関する基本的な事項を定めるものであり、関連するほかの個別 計画と連携を図りながら食育を推進

③計画期間

令和4年度から令和8年度の5年間

(2) 福岡市における食育の現状と課題

- ・第3次福岡市食育推進計画において、家庭、地域、学校、職場などとの連携のもと、 ライフステージに応じた食育の推進に取り組んだ結果、多くの市民が食に関心を持 ち、様々な形で食育に関する取組みを進めている。
- ・しかしながら、朝食を欠食する小中学生の割合が増加傾向にあることや、20歳代 30歳代の若い世代の食に関する知識や意識、実践状況等の面において改善が見られないこと等の課題が依然として残っている。

(3) 第4次福岡市食育推進計画の目指す姿

①基本理念

家庭、地域、学校、職場などとの連携のもと、子どもから高齢者までのすべての市民 が食に関する適切な判断力を養い、心身の健康増進を図るとともに、福岡の豊かな農 林水産物の活用を通し、食の大切さへの理解を深めることにより、豊かな人間性を育 むこと、並びに、食育の推進を通して、持続可能な社会の実現に寄与することを目指し ます。

②基本目標

- 〈I〉食を通じた健康づくりをすすめましょう
- ⟨Ⅱ⟩ふくおかでとれる食材を日々の食事に活かしましょう
- 〈Ⅲ〉食を楽しみ、ふくおかの食文化を伝えましょう
- 〈IV〉環境に優しい食生活を送りましょう

③取組みの視点

- ・ライフステージに応じた食育の推進 生涯にわたり健康な心と体を育み、質の高い生活を送るため、それぞれのライフス テージで大切にしたい食育の取組みを推進
- ・一人ひとりの実践につながる訴求力ある情報発信と環境づくり 意識せずとも健康につながる食生活の普及に向け、多様な主体が連携して、訴求力 ある啓発の実践や健康な食への接点の拡大
- ・新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進 「新しい生活様式」「新しい日常」や社会のデジタル化の進展を踏まえ、デジタルツ ールやインターネットも積極的に活用した効果的な情報発信の取組みを推進

(4) 計画推進のための具体的な取組み

①家庭の役割

- ・家庭での共食は食育の原点であり、食に関する情報や知識、伝統や文化などを次世代に伝えつなげる重要な場
- ・保護者は自ら「食」について意識を高め、健全な食生活を実践するとともに、子ども の発達段階に応じて、食に関する基本所作の実践や基礎の理解、健全な食習慣を身に 付けさせる役割が期待される。

(取組例)

- ・規則正しい生活リズムの習慣化
- ・家族で食卓を囲む機会を増やす
- ・ 計画的な買い物

②地域・関係団体の役割

- ・日常的な活動を通じた食育推進の取組みや、様々な機会を活用した家庭や個人への 積極的な働きかけ等が期待される。
- ・食品や情報へのアクセスなど、健康な生活習慣を実践しやすい食環境づくり、情報提供の充実、体験活動やイベント等の実施など、家庭での食育推進を支援するとともに、他の団体との連携強化や、組織内で食育推進の担い手を育成していくなど、体制の強化も必要

(取組例)

- ・健康に配慮した商品やメニューの提供
- 福岡産の農林水産物の積極的利用
- ・食品ロスに関する知識習得の場の提供

③行政の役割

・家庭や個人の食育推進及び関係者の自発的な食育推進活動が相互に緊密な連携体制 を図りながら展開されるように支援するなど、地域ネットワークの中心としての役 割を果たす。

(取組例)

- ・食の安全に関する正しい知識の情報発信
- 市内産農水産物利用店舗の認定、登録事業
- ・出前講座や環境学習の機会の提供
- ・インターネットや SNS 等を通じた情報提供

3. 福岡市民病院における感染症医療の役割と取組みについて

1 趣旨

未だ収束していない新型コロナウイルス感染症への対応に加え、今後の新興感染症へ備えるために、福岡市では、福岡市民病院(以下「市民病院」という。)における感染症医療について、福岡市病院事業運営審議会に諮問したところであるが、その答申を受け、今後の市民病院における感染症医療の役割と取組みについて報告するもの。

2 経緯

令和3年10月4日 福岡市病院事業運営審議会へ諮問

感染症専門部会設置

令和3年10月~ 感染症専門部会を2回開催

令和4年1月31日 福岡市病院事業運営審議会で答申案審議

令和4年2月4日 答申

3 今後の市民病院における役割と取組みの方向性

答申で示された、市民病院が担う感染症医療の役割を果たすため、同病院において、人員体制の強化や施設・設備の機能向上、医薬品・医療機器の確保の取組みに着手するもの。

- ○役割を果たすための取組みについて、可能なものはすぐに着手
- ○費用がかかる設備改修などで必要な取組みについては、予算を計上し、来年度以降に着手
- ○大規模な施設整備が必要なものなどについては、次期中期計画において検討

-《答申の概要》 ──

- 1 市民病院における感染症医療について
 - (1) 市民病院における感染症医療についての「役割」
 - ① 感染症に対する医療の提供

【感染症指定医療機関としての役割】

外来・入院診療において、感染症発生初期から最前線で対応し、軽症から重症まで幅広い患者の受入れが求められる。

【公立病院としての役割】

外来診療において、市全体の感染症医療を鑑みた患者の受入体制を構築し、 診療・検査の実施が求められる。

入院診療において、感染症への対応を最優先にした医療体制の構築や、強みである高度専門・救急医療と連携した感染症患者の受入れ、先進的な感染症医療を提供することが求められる。

② 感染症発生時における一般医療の提供

外来診療は、通常どおりの医療を提供し、入院診療は感染症を最優先に対応 することが求められる。

③ 新たな役割(地域医療への貢献)

市民病院に蓄積された感染症対応の知識・情報を提供することで、クラスター発生を未然に防ぐなど、市内の医療機関・高齢者施設等の感染症対応機能の強化に貢献することが求められる。

(2) 役割を果たすための「取組み」

① 人員体制の強化

平時において、有事に備えた市民病院内での臨機応変な人員体制の検討・構築や人材育成、大学病院などからの医師等の応援体制構築のための基準づくり や病院間連携、また平時での感染症医療の最適な組織・人員体制の検討・構築が必要である。

感染症発生時において、局面に応じた医師の最適な配置や外部からの応援体制、看護師の最適な配置と人材確保、複数の医療従事者が連携したチーム医療の実施が必要である。

② 施設・設備の機能向上

平時において、簡易の陰圧設備導入や区画を分離できる設備など機動的な施設・設備の検討や病院施設の修繕等に合わせた感染症機能の強化、臨時の検査場所など、まん延時を見すえた想定される対応の先行した実施が必要である。

③ 医薬品・医療機器等の確保

平時において、有事に備えた医薬品・医療機器等の確保が必要である。

④ その他

平時において、施設や人材などの感染症対応能力の向上を目的とした市内の 医療機関等に対する情報提供が必要である。

感染症発生時において、安定した経営のための補助金の積極的な活用が必要である。

(3) 今後の検討課題

今後の国の医療政策の見直しで求められる役割への対応や、感染症機能を強化する大規模な施設整備、感染症サーベイランス機能において担う役割や感染症医療における関係機関の連携の構築については、今後、別途検討していく必要がある。